

令和2年5月吉日

P T A 会 員 各 位

尾張旭市立三郷小学校

P T A 会 長 岩 瀬 由 知

令和2年度P T A 総会の開催について

新緑の候、会員の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は、P T A 活動にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、見出しのことにつきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、尾張旭市P T A 連絡協議会からの要請等も踏まえ、今年度は書面により決議を行う形で開催することとしました。

つきましては、別添「令和2年度 P T A 総会要項」の1ページから8ページまでの議事の内容をご確認の上、この用紙下部の「委任状・議決権行使書」によりご意見をお聴かせください。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、**次回登校日**にお子様の担任の先生にご提出をお願いいたします。なお、別添要項にも掲載がございますが、裏面において関係する会則等を抜粋しましたので、ご参考としていただきますようお願いいたします。

----- キ リ ト リ -----

令和2年 月 日

三郷小学校P T A 会長 殿

委任状・議決権行使書

私は、令和2年度P T A 総会の議事に関し、

- 1 一切の権限を総会の決定に委任します。
- 2 次のとおり意見を述べます。

議事1 「令和元年度事業報告」について	承認 ・ 不承認
議事2 「令和元年度P T A 会計決算報告」について	承認 ・ 不承認
議事3 「令和2年度P T A 役員・学年委員（案）」	承認 ・ 不承認
議事4 「令和2年度事業計画（案）」	承認 ・ 不承認
議事5 「令和2年度P T A 会計予算（案）」	承認 ・ 不承認

※当てはまるものに○を付けてください。記入がないものは「1」に記載の委任があったものとみなします。上記のほか、議事に関し附帯意見等があれば余白に記載してください。

年 組 児童氏名

会員（保護者等）氏名

【参考】

尾張旭市立三郷小学校PTA会則（抄）

第6条 本会の経費は総会において議決された予算にもとづいて執行される。

第7条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第13条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第14条（一部省略） 定期総会は年度当初に開催する。

第16条 全委員会は、役員、学年委員、学校長で構成し、各専門部会の活動及び総会の決議事項を執行する。

尾張旭市立三郷小学校PTA細則（抄）

第1条 学年委員は各学年の学級数の2倍以上の人数を選出する。

第3条 選考された役員、会計監査は総会の承認を得て就任する。